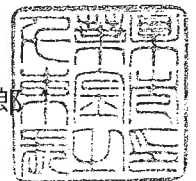




東企医第47号
九健福第884号
令和3年9月27日

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター
理事長 増田政久様

東金市長 鹿間陸郎



九十九里町長 大矢吉明



地方独立行政法人法第122条第1項の規定に基づく業務運営に係る是正等の命令について

令和2年10月の内部告発により判明した貴法人の不適切な業務運営について、当職から令和3年3月8日付け東企医第106号及び九健福第1400号で命令し、実施された第三者委員会による調査等に関する調査報告書が令和3年8月5日に提出された。

この調査報告書では、不祥事に関連する調査に基づく事実認定、その評価及び原因分析がなされ、理事長及び設立団体の管理監督責任を厳しく指摘されており、これを真摯に受け止めなければならない。

法人は、組織の構成員である職員に職務を与え、その遂行を義務付け、職員がこの忠実義務を履行することによって、法人は安定的に活動することができ、住民・利用者もサービスの確実な提供を信頼することができる。設立団体等による財政措置も、こうした法人の維持管理存続が安定的に確保するために行われている。

この度の不適切な業務運営は、法人の適正な活動を損なうものであり、地域住民の信頼が必須である地方独立行政法人としての法人のみならず、病院事業についても、その信頼を揺るがしたものであり、法人の内外の信頼回復のためには、その原因者への処分による引責を明らかにするとともに、法人自身が業務を適

正かつ効率的に秩序立てて回復することを明確に示していく必要があると判断する。

については、法人の業務を総括し、最終的な責任を有する理事長に対し、下記のとおり懲戒処分としての責任を負った上で、法人の運営を立て直し、健全な業務運営の維持に努めるよう、地方独立行政法人法第122条第1項の規定により命じます。

記

(理事長の懲戒処分)

- 1 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間における地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター理事長に対する月例年俸の支給に当たっては、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター理事長の報酬の特例に関する規程（平成30年地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター規程第11号）第1条の規定にかかわらず、同条の規定による月例年俸の月額から、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程（平成22年地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター規程第3号）第3条第1項の規定による月例年俸の月額の100分の10に相当する額を減じた額とすること。

(業務改善)

- 2 第三者委員会による提言を基に、法人の責に帰すべき事項について業務改善計画を速やかに策定し、業務運営の透明性・公正性・適切性を確保するとともに、再発防止に向けて、その着実な実行に取り組み、この取組みを通じて住民からの、さらには社会からの信頼の回復に努めること。

(訴訟手続)

- 3 第三者委員会の認定した事実を基に、更なる調査を行い、違法性があると思料される事案について、速やかに刑事訴訟・民事訴訟の手続を進めること。

(設立団体への協議・報告)

- 4 上記1から3に関しては、設立団体に対し、その予定について事前に協議するとともに、経過及び結果について地方独立行政法人法第122条第2項の規定による報告を行うこと。